

板橋区建設工事等にかかる競争入札参加資格における  
区内事業者認定基準

(平成 19 年 10 月 31 日 総務部長決定)

(目 的)

第 1 条 この基準は、板橋区（以下「区」という。）が行う建設工事等にかかる競争入札において、板橋区内中小企業者の振興、育成を図るため、入札参加資格に地域要件を付加するにあたり、板橋区内の事業者として認定するうえでの必要な要件を明確にすることにより、入札・契約制度の透明性、公平性及び客観性の向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この基準において使用する用語の意義は、東京都板橋区契約事務規則（昭和 53 年板橋区規則第 21 号）（以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

2 板橋区内の事業者（以下「区内事業者」という。）とは、次の各号のいずれか一に該当するものとする。

(1) 本店事業者

規則第 6 条に定める有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、板橋区内に本店（法令等により許可又は届出等（以下「許可等」という。）が必要な業種については、許可等の本店）を置き営業を行なうもの。

(2) 支店事業者

資格者名簿において、板橋区内に代理人を設置し、かつ、支店、支社等の営業所（許可等が必要な業種については、許可等の本店以外の営業所）（以下「営業所等」という。）を置き営業しているもので、第 3 条に定める要件を満たすもの

(認定要件)

第 3 条 支店事業者は、次に掲げる書類（以下「届出書等」という。）を建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（単体企業等）（令和 3 年 4 月 1 日付け東京都板橋区告示第 165 号）（以下「告示」という。）第 9 の 4 の規定に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 告示第 9 の 4 に定める提出書類

(2) 法人事業者の場合、納付すべき法人住民税に板橋区における営業所にかかる法人住民税を含んで納付したことを明らかにできる書類

(3) 個人事業者の場合、板橋区に特別区民税を納付したことを明らかにできる書類

(4) 新たに支店事業者として申請を行う場合、板橋区内において、支店、支社等の営業所を置き営業を開始したことを明らかにできる書類

(5) その他、総務部長が必要と認めるもの

2 前項のほかに、支店事業者は以下の要件を全て満たさなければならない。

(1) 前項第 4 号に規定する書類による板橋区内における事業開始日より、2 年を経過していること。

(2) 板橋区内における事業開始日以降において、板橋区内の支店、支社等の営業所の代理人名義での契約（官公署・民間）があり、履行を完了していること。

(3) 板橋区工事成績評定要綱（平成 19 年 3 月 30 日区長決定）第 12 条により工事成績評定通知書の総評定点が 49 点以下の成績評定を通知されていないこと。

3 届出書等を提出後、内容に変更があった場合、当該支店事業者は、その事由が生じた日から 2 週間以内に、届出書等のうち必要な書類を提出しなければならない。

(実態調査)

第 4 条 区は、必要に応じて区内事業者の実態調査を実施することができる。

2 前項の規定による実態調査を支店事業者に対して実施する場合は、前条の規定により提

出された書類に基づき行うものとする。

(改善指導)

第5条 前条の規定による実態調査の結果、告示第3に規定する競争入札参加資格申請書類（以下「資格申請書」という。）又は届出書等の内容と実態に相違がある場合については、必要な改善指導を行うとともに、期間を定めて報告を求め、再度実態調査を行う。

2 前項の規定による改善指導を行った場合、認定要件が確認されるまでの間は、当該事業者を区内事業者としないものとする。

(罰則)

第6条 前条の規定による改善指導に伴う報告がなされなかった場合、または再度の実態調査の結果、改善が見られなかった場合、区は東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日 区長決定）（以下「指名停止要綱」という。）に基づき、指名停止を行なうものとする。

2 第4条の規定による実態調査の結果、資格申請書又は届出書等の内容と実態が著しく異なっている場合、区は前条の規定による改善指導を行うことなく、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことができるものとする。この場合、当該事業者を区内事業者としないものとする。

(読替規定)

第7条 組合事業者が区内事業者として認定を受けるにあたっては、第2条から第6条までの規定を準用する。この場合において、第3条第1項本文中「建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（単体企業等）（令和3年4月1日付け東京都板橋区告示第165号）

（以下「告示」という。）」とあるのを、「建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（組合）（令和3年4月1日付け東京都板橋区告示第166号）」（以下「組合告示」という。）」と、同項第1号及び第5条第1項中「告示」とあるのを「組合告示」と読み替えるものとする。

付 則

1 この基準は、平成19年11月1日から施行する。

2 この基準の施行日前に第3条第1項第1号に規定する書類を提出している支店事業者については、同項第2号又は第3号に規定する書類の提出を平成20年12月31日までの間、当該支店事業者の東京都内における法人住民税納税地又は板橋区を所管する東京都税事務所が発行する事業開始等申告書提出済証明書により代えることができる。

3 この基準の施行日前に第3条第1項第1号に規定する書類を提出している支店事業者については、同条第2項中「前項第4号に規定する書類による板橋区内における事業開始日」とあるのを「第3条第1項第1号に規定する書類を板橋区が受理した日」と読み替えるものとする。

付 則

この基準の改正は、平成20年10月31日から施行する。

付 則

1 この基準の改正は、平成21年12月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以降に登録申請したものに適用する。

付 則

この基準の改正は、平成22年5月1日から施行する。

付 則

この基準の改正は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

この基準の改正は、平成29年6月1日から施行する。

付 則  
この基準の改正は、令和3年4月1日から施行する。